

野村の代官請文を出す。

【祇園社記】

六五九

祇園社領加賀國萱野村内市名茅原名・眞野名同屋敷以下事、自今年毎年十一月中京濟貳千疋不依早水風損以下無一塵之未進懈怠可致其沙汰。若或違約月、或有未進難澁之儀者、速可被致直之御所務、更不可有無沙汰者也。仍請文如件。

至德三年十一月十日

沙彌智圓 在判

元中四年

丁卯

至德四年

京都

紀元二〇四七

嘉慶元年

八月廿三日
改元

閏五月廿一日。山城天龍寺、石川郡横江莊等の寺領を注し、足利義滿の證判を求む。

【天龍寺文書】

山城

六六〇

(足利義滿)

(花押)

天龍寺領土貢注文

(本書) 此注文一様(通)、餘三(通)在本寺・相國寺・雲居庵。

(中略)

一、横江庄(附、加賀國)

米伍佰陸拾深斛深斗貳升 智伊著分

代伍佰陸拾深貫深百貳拾文

公事錢佰貳拾貳貫玖佰拾文

(中略)

右就當知行分所記如斯。

至德四年丁卯閏五月廿一日

納所昌贊 判

(以下十二人略)

住持海壽 判

天龍寺土貢注文一卷事、所被置等持寺文庫也。將來不可有紛失之狀、依仰執達如件。

至德四年六月十三日

(新波義隆) 左衛門 佐 判

右注文在本寺者、應仁之亂令紛失訖。一本留在等持寺。以之所寫者如件。

文明十七年己二月九日

出官正桂 在判

(以下十三人略)

住持周薫 在判
鹿苑院瑞智 在判

天龍寺領土貢注文一卷事、紛失之間令書寫之云々。任先例被載御判訖。末代可爲本文之由、所被仰下也。仍執達如件。

文明十七年三月廿日

(畠山政長) 左衛門 督 在判

當寺長老

六月十五日。幕府、加賀守護斯波義種をして、加賀郡倉月莊を攝津能秀代に交付せしむ。

【美吉文書】

武藏

六六一

加賀國倉月庄寶幢寺御寄進并中山前中納言恩給地除之事、任還補御下文之旨、可被沙汰付攝津左馬助能秀代之狀、依仰執達如件。

至德四年六月十五日

(新波義隆) 左衛門 佐 在判

前修理大夫殿

【美吉文書】

(足利義滿)

六六二

袖判

攝津掃部頭入道々養本知行地事、已宛被跡成安堵畢。左馬助能秀可令領掌之狀如件。

至德三年十二月八日

(第二通は第一通に謂ふ所の還補御下文なるを以てこゝに合叙す。攝津左馬助能秀は、曆應四年八月七日の條に見えたる攝津掃部頭親秀の孫にして、掃部頭能直入道道贊の子なり。又倉月庄は後世の石川・河北郡に跨れども、攝津氏の所領の後者に屬することとは曆應四年八月の條に松寺・木越等の諸村を含めるを以て知るべし。)

元中五年

戊辰

嘉慶二年

京都

紀元二〇四八

四月二十日。上使某、鳳至郡總持寺に同寺田地を安堵せしむ。

【總持寺文書】

鳳至郡

六六三

能登國櫛比庄内惣持寺田地之事